

1 バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断方法及び各種判断要素の基準等について

バイオマス発電燃料が廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物に該当するか否かは、①その物の性状、②排出の状況、③通常の見取り形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

具体的な判断に当たっては、廃棄物の疑いのある燃料については以下のような各種判断要素の基準に基づいて検討すること。

① 燃料の性状

当該燃料を使用する発電施設において要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

② 排出の状況

当該燃料の生産及び出荷が需要に沿った計画的なものであり、適切な保管や品質管理がなされていること。

③ 通常の見取り形態

燃料としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、譲渡価格が競合する燃料や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。なお、運搬費が有償譲渡の価格を上回ることをもってただちに取引価値が無いと判断されるものではないこと^(脚注1)。

⑤ 占有者の意思

¹ 詳細は、『『エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針』(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について』(平成25年3月29日付け環産発第13032911号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)及び『『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年上期に講ずることとされた措置(廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化)について』(平成25年6月28日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)を参照。